

報告第4号

令和5年度幸手市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和5年度幸手市公共下水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和6年6月3日提出

幸手市長 木村純夫

令和5年度幸手市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度 繰越額に 係る繰越 を要する たな卸資産 の購入 限度額	説明		
						国庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金					
1	資本的 支出	1	建設 改良費	下水道管 業	211,207,000	107,545,900	82,830,000	30,540,000	52,200,000	90,000	20,831,100	0	工事着工により確認された軟弱地盤対策に不測の日数を要したことによる工期等の延長
合 計			211,207,000	107,545,900	82,830,000	30,540,000	52,200,000	90,000	20,831,100	0			